

(一)

通所受給者証

受給者証番号	
住所	
扶養者定住地	
扶養者姓氏	フリガナ
扶養者生年月日	
児童姓氏	フリガナ
児童生年月日	
交付年月日	
市町村番号	1 4 1 5 9 8
支給市町村名	神奈川県相模原市中央区 中央2丁目1-1番15号
及び印	相模原市 印

(二)

障害児通所給付費の給付決定内容

支援の種類	放課後等ディーサービス
支給量等	放課後等ディーサービスサポート I 23.0日/月
給付決定期間	令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
予備欄	

(三)

障害児通所給付費の給付決定内容

支給期間	障害児相談支援事業所名
支給量等	モニタリング期間
給付決定期間	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
予備欄	

(四)

障害児相談支援給付費の支給内容

支給期間	支給期間
支給量等	指定相談支援事業所名
給付決定期間	モニタリング期間
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
予備欄	

(五)

注意事項欄

利用者負担に関する事項	
負担上限額	37,200 円
適用期間	令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
食事提供体制別加算対象者	非該当
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者(該当の有無)	非該当
特記事項欄	
特記事項欄について、 「当該月の日数 - 8 日」を限度に利用可能	
予備欄	

(六)

注意事項欄

7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請を受けることができます。また、他の種類の障害児通所支援を受けることがある場合は、市の窓口に支給申請をしてください。
8 この年の、五面の記載事由に変更があったときは、1.4 日以内に、この証を添えて、市の窓口にその旨を届け出してください。
9 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した窓口にご連絡、ご相談ください。
また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、1.4日以内に、この証を添えて、この証を交付した窓口に届け出してください。
10 この証が破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出で、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市の窓口に返してください。
11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市の窓口に返してください。
12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
13 給付決定期間に記載されていない障害児通所支援について、障害児通所給付費等の支給は受けられません。